

小学生向け松江市消防団副読本制作業務委託

仕 様 書

1 業務委託名

小学生向け松江市消防団副読本制作業務委託

2 業務の目的

松江市消防団は、小学生（3年生程度）へ防火・防災思想の啓発を図るとともに消防団に対する認識を深め、もって未来の消防団の充実に資することを目的に「消防団員による出前授業」（以下「出前授業」という。）を実施しています。

本業務は、出前授業をさらに魅力あるものにするとともに、出前授業を実施できなかった学校においても社会科授業において活用いただき、一人でも多くの方に消防団を知り、理解を深めてもらうことを目的に「小学生向け消防団副読本」を制作するものである。

副読本は、出前授業のように、消防団員の生の声を届けることができ、児童に親しみを持ってもらうとともに「将来地元で活動する」「郷土愛」といった心を育めることが重要であり、それらを分かりやすく伝えるための工夫を凝らす必要がある。そのための新たな取材等を実施の上制作するものとし、豊富な知識、技術、経験等を有する者に制作業務を委託することで、業務に係る用務を円滑に遂行することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年2月29日（木）

ただし、副読本の納品期限は以下のとおりとする。

令和5年10月2日（月）

4 委託業務内容

（1）副読本

出前授業を受講する小学3年生の児童を対象に、児童の防火防災思想の普及、松江市消防団の認知度の向上、郷土愛に対する興味関心を高める内容、かつ、消防団員の声を届けられるものとする。また、より魅力的なものになるよう、児童の目線に立ち、デザイン・レイアウトの工夫、動画等を用いた演出の工夫等について、具体的なイメージも含めて提案すること。

制作にあたっては、市と協議の上、必要に応じて消防団員に取材、撮影等を実施すること。

①主な内容

最低限、以下のことを盛り込むこと

- 身の回りで起きる災害（災害の種類）
- 消防団とは
- 消防署・消防士との違い
- 消防団員にはどのような人がなっているのか

- 消防団活動とは
 - 消防団員の服装・装備
 - 消防団活動で使う資機材・施設
 - 消防団の課題
 - まとめ
- ②数量 2, 000部
- ③仕上がり 中綴じパンフレット形式
- ④寸法 A4
- ⑤ページ数 両面刷り 20頁程度
- ⑥用紙 マットコート紙 四六判90kg
- ⑦色数 4C
- ⑧デザイン・構成 受託者のデザイン提案をもとに、委託者と受託者との協議のうえ決定する。
- ⑨印刷版納品 50部を一括りにし、委託者が指定する場所へ納品すること。
- ⑩データ納品 タブレット端末及びホームページ掲載用のPDFデータを収めたCD-R、アウトライン化し保存したAIデータ及びアウトライン化せず保存したAIデータを収めたDVD-Rをそれぞれ1部納品すること。
- ⑪その他 必要に応じて写真等の提供は行う。

(2) 業務報告書

副読本の制作を通じて得られた消防団の課題を取りまとめ報告すること。

- ①様式 問わない。
- ②提出〆切 令和5年11月31日(水)

5 注意事項

(1) 秘密の保持

受託者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この業務は履行期間の終了後または契約を解除したあとも存続するものとする。

(2) 個人情報の保護

- ① 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、松江市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年松江市条例第43号）等関係法令を遵守しなければならない。
- ② 受託者は、業務に係る個人情報（個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものをいう）の保護については、常に最善の注意を払わなければならない。

③ 受託者は、個人情報を変更し、破損、滅失及び漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(3) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行の全てを第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、第三者に委託し、または請け負わせる場合は、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(4) 著作権その他知的財産権

- ① 作成した成果物等の著作財産権については、二次的著作権を創作する権利、二次的著作物の利用権を含め、本市に無償譲渡するものとする。
- ② 契約期間終了後、本仕様による成果物について、本市がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、イラスト等の二次利用を行うこと、複製、加工、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。
- ③ 成果物に受注者が著作権を有する写真、イラストその他の素材（以下「受託者の素材」という。）を使用する場合、受託者は、受託者の素材を副読本に使用することを許諾するものとし、その使用料は委託料に含めるものとする。
- ④ 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という）である場合には、原著作物の原著作者と委託者の間に著作権上の紛争が生じないようにすること。
- ⑤ 当該制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原著作者等と委託者等との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこと。
- ⑥ 本市から提供する既存の情報については、著作権は本市に帰属するものとする。

6 その他留意事項

- (1) 委託料の中には、デザイン料、印刷料、納品にかかる配送料その他本業務に関する一切の経費すべてを含むこととする。
- (2) 本市から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、すべての機器上から消去のうえ、その旨本市へ報告すること。
- (3) 本市の条例・規則を遵守し、本市によって適切な成果及び納品物が得られるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、本市との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打合せの場を設けるものとする。また、作業

の進捗状況について定期的に報告をすること。

- (5) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見されたときは、本市が認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、本業務における一切の事項において、新型コロナウイルス（COVID-19）をはじめとした感染症予防対策を講じ、事業を行うこと。また、感染症予防対策の観点において、実施が困難な業務については、必要に応じて本市と協議した上、オンライン会議システムなどを活用した実施すること。

7 仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、本市と受託者の協議によるものとする。